

JESCO における PCB 廃棄物の長期的な処理の見通しについて

国の PCB 廃棄物処理基本計画においては、PCB 廃棄物の数量については、今後の処理の進捗により、PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みが常に変動することから、毎年度見直し、その結果を公表することとされている。

また、基本計画における JESCO の役割として、各拠点の広域処理施設における計画的処理完了期限までの高濃度 PCB 廃棄物の処理の見通しについて毎年度公表することとされ、また処分期間内又は特例処分期限日までの処分委託が円滑かつ迅速に行われるよう、長期的な処理の見通しを明らかにすることとされている。

JESCO においては、これを受けて長期処理の見通しについて検討を行い、各事業部会等において順次議論をいただいたところである。

1. 長期的な処理の見通しの作成の考え方

JESCO に登録された数量の整理や PCB 特措法・電気事業法で届出済みながら JESCO へ未登録の数量等を求めることなどにより、事業毎、項目毎に計画的処理完了期限までの処理の見通しを整理した。(別紙)

なお、各事業の計画的処理完了期限が近づき、より精度の高い情報が必要となったことから、PCB 特措法・電気事業法の届出済みながら JESCO に未登録の数量等について各地方環境事務所や各都道府県市に確認作業を依頼している。

JESCO 登録との突合結果は各都道府県市と共有し、処理推進に資する未処理廃棄物一覧の作成のための基データとして活用している。

2. 見通しについての報告状況

【令和元年度】

○北九州事業

令和 3 年 1 月 21 日 北九州 PCB 処理事業部会にて報告

令和 3 年 2 月 3 日 北九州市 PCB 処理監視会議にて報告

○豊田事業

令和 3 年 1 月 29 日 豊田 PCB 処理事業部会にて報告

令和 3 年 3 月 2 日 豊田市 PCB 処理安全監視委員会にて報告

○東京事業

令和 3 年 2 月 26 日 東京 PCB 処理事業部会にて報告

○大阪事業

令和 3 年 2 月 22 日 大阪 PCB 処理事業部会にて報告

○北海道事業

令和 3 年 1 月 26 日 北海道 PCB 処理事業部会にて報告

令和 3 年 3 月 24 日 北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議にて報告